公印省略

３建第１０８３号
令和３年８月３日

各団体の長　殿

福岡県建築都市部建築指導課長

「まん延防止等重点措置の実施について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

県では、７月２８日の対策本部会議において、現在の感染状況や病床使用率等を踏まえ、福岡コロナ警報を発動し、県民及び事業者の皆様に対して不要不急の外出自粛や営業時間の短縮等の要請を行いました。

このような中、国は、全国の一日の新規陽性者数が初めて１万人を超えるなど急激な感染拡大が見られており、集中的な対応をとる必要があるといった理由から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３１条の４第３項の規定に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、８月２日から８月３１日までとすることを決定しました。

県民及び事業者の皆様には、重ねて御不便をおかけしますが、全員で力を合わせて感染拡大を抑え込み、一日も早く通常の生活を取り戻せるよう御協力をお願いいたします。

また、関係機関などへの周知につきましても御協力をいただきますようあわせてお願いいたします。

＜添付資料＞

「まん延防止等重点措置の実施について」

福岡県建築都市部建築指導課
電話番号　：０９２－６４３－３７２０
ファックス：０９２－６４３―３７５４